

別紙 利用料・使用料

(1) 居住費 毎月23,600円

保証金 300,000円（入居時）
退去時の原状回復費用に充当し、残金は返却します。

(2) 生活費 大阪市の基準により定められた額を納入していただきます。

(3) サービス提供費 大阪市の基準により定められた額を納入していただきます。
但し、収入により助成がありますので、利用者からの徴収月額
は、下表のとおりです。

(2)(3)の月額表 [単位：円]

	対象収入による階層区分	生活費	サービス提供費	合計
1	1,500,000円以下	46,940	10,000	56,940
2	1,500,000円～1,600,000円	46,940	13,000	59,940
3	1,600,001円～1,700,000円	46,940	16,000	62,940
4	1,700,001円～1,800,000円	46,940	19,000	65,940
5	1,800,001円～1,900,000円	46,940	22,000	68,940
6	1,900,001円～2,000,000円	46,940	25,000	71,940
7	2,000,001円～2,100,000円	46,940	30,000	76,940
8	2,100,001円～2,200,000円	46,940	35,000	81,940
9	2,200,001円～2,300,000円	46,940	40,000	86,940
10	2,300,001円～2,400,000円	46,940	45,000	91,940
11	2,400,001円～2,500,000円	46,940	50,000	96,940
12	2,500,001円～2,600,000円	46,940	57,000	103,940
13	2,600,001円～2,700,000円	46,940	64,000	110,940
14	2,700,001円～2,800,000円	46,940	71,000	117,940
15	2,800,001円～2,900,000円	46,940	78,000	124,940
16	2,900,001円～3,000,000円	46,940	85,000	131,940
17	3,000,001円～3,100,000円	46,940	86,400	133,340
18	3,100,001円以上	46,940	86,400	133,340
但し、大阪市の定める軽費老人ホームが入所者から受領する利用料の額の改正に伴い 変更を致します。				

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2 夫婦で入居する場合には、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービス提供費は、それぞれ7,000円とします。

光熱水費・その他

暖房費	11月～3月に2,100円の加算
電気料金	各戸別メーターにより検針（基本料金は別途2,000円）
給湯・給水料	月額 2,500円
洗濯・乾燥機	各100円（使用時）
清掃費	月額 500円
設備点検費	525円（年2回）
その他	冷房費 7月～9月に2,100円の加算
電話	個人契約
家財保険	居室内（トランクルームを含む）の火災・漏水等の事故に備え、 家財保険への加入をご検討ください。

*金額につきましては、予定金額になっておりますのでご了承ください。